

南米チリ大地震による津波の被災者に対する 「被災者支援特別ローン」の取扱開始について

株式会社東北銀行（取締役頭取 浅沼 新）では、平成 22 年 2 月 28 日発生した、南米チリ沖を震源とする津波による被災者の方々を支援するため、平成 22 年 3 月 3 日（水）より「被災者支援特別ローン」の取扱いを開始いたしますのでお知らせします。

記

1. 「被災者支援特別ローン」について

(1) ローン概要

	個人	法人・個人事業主
対 象 者	今般の南米チリ大地震による津波により、被害に見舞われた方。	
ご融資金額	700 万円まで	1,000 万円まで
ご融資期間	15 年以内	7 年以内
ご融資利率	当行所定の変動金利より年 0.20%優遇した利率といたします。	
担 保	必要ありません	
保 証 人	原則、必要ありません。	・ 法人：代表者および代表者の配偶者 ・ 個人事業主：配偶者

※詳しくは、当行支店窓口にご確認ください

(2) 取扱期間

平成 22 年 3 月 3 日（水）～平成 22 年 6 月 30 日（水）

(3) 取扱店

全店（東京支店を除く）

(4) その他

ご利用にあたっては、当行所定の審査がございます。

以 上